

アーチェリーすきやねん堺 会 則

以下に示す会則や考え方に同意出来ない者は入会できません。

会の名誉を汚したり、存続を否定する行動や言動等があった場合は除名し会員の権利を抹消する場合があります。

- 一. この会は、団体やクラブ等とは関係なく、原池公園体育館の多目的室を練習場として確保するためだけに個人の意思と責任において構成する組織とする。
- 一. この会は、アーチェリーの練習場を定期的に確保するため会場使用料金を出し合う相互扶助により出来るだけ個人々々の負担を少なくすることで持続可能な組織とする。
- 一. 相互扶助と譲り合いの精神は、この会の運営の基本であり、会員の心構えとする。
- 一. 会費は、年会費とし期間は4月1日から翌年の3月31日までの間とする。
- 一. 会員資格は、入会申込書に自筆で氏名等必要事項を記入し、年会費の納入をもって取得する。入会は随時受け付けるが期間の途中であっても会費は全額を支払うこととする。
- 一. 関すること以外には絶対使用しない。退会者の情報についても同様の扱いとする。
- 一. 期間の途中で退会する場合は、会費の返金を行わない。次年度会費の納入が無ければ自動的に退会となり、会費を支払った時点で会員となる。ただし、世話役である者が退会する場合は、他の世話役の誰かに通知し、通知を受けた世話役又は、本人が練習日に会員へ退会を宣言し次の世話役を決めなければならない。
- 一. 練習日抽選結果等の事務連絡事項は、全て練習日の時間中に行なうこととし、各人への個別の連絡、通知等を行わない。相互に連絡を取り合うなどにより補完すること。
- 一. 会場確保事務や練習受け事務などに数名の世話役を置く事が出来る。申し出によることを基本とするが、適材適所の相互扶助に努めること。
- 一. 入会資格
必ず必要な資格
 - ・責任能力があること。
 - ・弓具及び的紙等消耗品を持参できること。
 - ・スポーツ保険に加入していること。何れかを有していれば良い資格
 - ・社会人及び学校のアーチェリークラブ員又はクラブ員経験者であること。
 - ・団体等が主宰するアーチェリー教室等の参加者又は終了者であること。
 - ・高校生及び中学生(この年齢のものを含む)は、保護者又は当該学校の担当教員(以下保護者等という)が入会申込書に記名し、練習中も同伴(高校生は除く)できること。尚、保護者等は、アーチェリーに関する知識や弓具を持っている必要は無い。

一・ この会において取得した練習日練習時間は、練習のみに使用する。大会等イベントは各団体で別途確保すること。この時、この会の抽選申込日との重複による無用な競争を回避するため、情報提供することとする。

一・ 年会費は、¥1万円とする。

ただし、期間の終了時に余剰金が発生した場合は、次年度の会費を減額することが出来る。

また、年会費を増額する必要がある場合は、会員全員の過半数以上の同意を必要とする。ただし同意を得られない場合は、会費範囲内での取得練習日数、練習時間とする。

会員は、練習日参加の都度¥200円の使用料金を支払う。

この費用は、事務費等と年会費への充当とする。

一・ 会員以外は、次の費用を徴収することで、練習時間中のみ会員と同等の権利を有するものとする。ただし、相互扶助と譲り合いの精神を心情とすることに同意した場合に限るものとする。

午前9時～12時 ¥800円

午後1時～3時 ¥500円

午後3時～5時 ¥500円

各時間の途中からの参加でも全額徴収する。

各時間の途中でやめる場合も返金しない。

一・ 会員代表者は、会費を管理し多目的室の使用申込抽選に関する事務を行う。

一・ 会員代表者は、本人の申し出又は全会員の過半数以上の申出により交替することができる。

一・ この会則の変更は、会員の過半数以上の賛成をもって出来ることとする。

この会則は、2007年4月1日付けで発行する。